



6. 近畿地方整備局管内



1. 初動対応について

- ・電話等の通信手段の不通や現地の交通状況の悪化等により、市町村との連絡体制が構築できないと、初動期の対応が困難。
- ・災害対応を行う職員（特に建築系）が不足。
- ・都道府県と市町村の役割分担を事前に再確認する必要がある。
- ・広域災害時の交通規制に対する仮設住宅建設用車両の通行への配慮。
- ・広域災害においては、初動期に国も現場に入って、関係団体との調整、連携、情報収集などを行って欲しい。

2. 建設用地の確保等について

- ・地域防災計画で想定している被害状況を踏まえた用地の設定が必要。
- ・事前の仮設住宅建設用地の選定を、継続的かつ計画的に行うことができるシステムが必要。
- ・従前から選定していた仮設住宅候補地が被害にあった場合、新たな候補地を選定する必要があり、敷地選定に不測の日数を要する。
- ・山間地に仮設住宅を建設する場合、建設可能な平地が少ない。また、住宅に必要なライフラインや通信設備が完備されていない地域が多い。
- ・仮設住宅建設用地の適否の判断を迅速に行うためのチェックリストが必要（建設用地の選定要件やその具体的なチェック方法を含む）。
- ・民間賃貸住宅の活用も合わせた検討が必要。民間賃貸住宅のメリット・デメリットや補助対象等の条件を再度整理して欲しい。
- ・工事中、様々な工種や職種の業者が現場に出入りするため、工事用車両、資材置き場、作業スペース等の確保も重要。
- ・国有地、県有地も含めた用地の確保。

3. 資材の確保等について

- ・自治体で木造の仮設住宅の建設を発注する場合、資材（特に木材）の調達や工期内の建設の可否を判断しにくい。
- ・大規模災害に備えた資材の備蓄も必要なのではないか（リース契約を中心とした仮設住宅の除却後の資材等も含めて）。

4. 建設事業者について

- ・随意契約や予定価格を事前に決めておくべきではないか。
- ・木造の仮設住宅を円滑に建設するための仕組みが必要。

5. 建設戸数について

- ・必要戸数や建設と借り上げの割り振り、住戸タイプ別の内訳等の把握方法について、標準的な考え方や算定方法等を示してほしい。
- ・公営住宅の空き住戸数や民間賃貸住宅の借り上げなど、建設以外の供給可能戸数を把握した上で仮設住宅の建設戸数を算出すべき。
- ・仮設住宅の必要戸数は、被災地の被害状況や被災者の事情の変化とともに増減するが、戸数が減っても途中で取り止めにはできない。
- ・全壊世帯の入居後、戸数に空きが生じた場合は半壊世帯にも入居を認める

取り扱いができれば、建設を進めやすい。

6. 建設速度と避難者への情報提供について

- ・建設戸数の確定が困難な場合、仮設住宅の20日以内の着工は難しい。
- ・プレハブ建築協会を活用せずに、木造の仮設住宅を建設しようとする、公募等の手続きが必要となり、発注に時間がかかる。
- ・避難者への情報提供などについては、市町村とよく調整する必要がある。

7. 応急仮設住宅の仕様について

- ・仮設住宅の目的や意義、あり方を明確にすべき。それを踏まえて、どの程度まで仕様アップを行うべきか。
- ・各供給主体や構造形式等に応じた標準仕様及び追加工事の事例等を取りまとめて情報提供して欲しい。
- ・寒冷地や豪雨、豪雪地等の地域性を踏まえた仕様の検討が必要。
- ・追加工事が多く実施されている。特例基準でどこまで補助対象となったのか整理が必要。
- ・現在の仮設住宅の標準仕様には、バリアフリー等の観点から見直すべき点もあるのではないかと。
- ・災害救助法に基づく仮設住宅に対する補助限度額は実態に合っていないのではないかと。

8. コミュニティ・生活環境等への配慮について

- ・災害発生以前と同様のコミュニティの維持を図るためには、同地域の居住者をなるべくまとめたり、高齢者世帯、子育て世帯等の交流を重視した世帯間のコミュニティに配慮した団地を計画する必要がある。
- ・過去の震災で問題となった点や具体的な対応事例等について、国でとりまとめて情報提供して欲しい。
- ・入居者の選定方法は、市町村の考え方を尊重する必要がある。
- ・騒音防止やプライバシー確保も必要。

9. 関係者の役割分担について

- ・国と都道府県、市町村の役割分担について、今回の大震災の対応状況を踏まえた検証が必要。
- ・災害救助法に基づく仮設住宅の供与における国の役割分担を整理する必要があるのではないかと。

10. 復旧・復興プロセスにおける仮設住宅について

- ・災害復興公営住宅を建設する用地も確保する必要がある。民間賃貸住宅の積極的な活用を考えるべき。
- ・若年世帯（復興従事者）に被災地周辺の仮設住宅等へ入居してもらうことにより、復旧・復興の人材を確保することができるのではないかと。
- ・買い取り物件について、入居者が退去した後の再利用のあり方について、補助との関係も含めて検討が必要。

11. 各都道府県における特有の課題

- ・原子力災害が発生した場合における仮設住宅の建設場所
- ・都市部、海岸部、山間部、寒冷地等の多様な地域特性

応急仮設住宅の建設の取り組み状況

奈良県土木部まちづくり推進局住宅課／平成23年11月14日現在

■応急仮設住宅とは

台風12号により住宅を失った方、一部損壊により住宅に住めなくなった方、避難指示により自宅を離れている方を対象に、生活を再建していくための生活基盤を提供するもの。

■応急仮設住宅の用地の選定

- ・ 原則として、公有地であること。→ 契約等の事務・造成等に要する時間を省くため、造成が必要のない平地であること。
- ・ 概ね2年間使用できること。
- ・ 水(水道)・電気・排水等インフラが確保できること。
- ・ 工事用車両が入ることができる道路が確保されていること。

■建設戸数と建設場所(11月14日現在)

▶五 條 市 / 合計 57 戸

旧県立五條高校跡地(五條市岡口1丁目111-2)	40 戸
大塔郷土館駐車場 他(五條市大塔町阪本283-1)	17 戸

▶十 津 川 村 / 合計 30 戸

十津川村大字沼田原(ぬたのはら、民有地)	3 戸
十津川村大字谷瀬(たにせ、民有地)	7 戸
十津川村大字湯之原(ゆのはら、村有地)	2 戸
十津川村大平谷(ひらだに、平谷小学校、村有地)	18 戸

▶野 迫 川 村 / 合計 27 戸

野迫川村大字北股(きたまた、民有地)	27 戸
--------------------	------



建設している応急仮設住宅の付加した主な仕様

(高齢者やコミュニティ等に関する配慮点)

項目	仕様	
トイレ	ウォシュレット付温水便座設置	寒冷地対策
給湯設備	台所・風呂・手洗いの3点給湯	利便性向上
台所	ガスコンロ(バックガード付き2口、グリル付)設置	即日生活対策
空調	エアコン1台設置 (エアコンのない部屋にはコンセント及びスリーブ設置)	寒冷地対策
開口部	二重サッシ	寒冷地対策
	網戸設置	害虫対策
	掃き出し窓設置	採光の確保
手すり	玄関・スロープ・風呂・トイレに設置	バリアフリー対策
テレビ	こまどりケーブル(ケーブルテレビ回線)設置 (旧五條高校跡地は各棟に共聴アンテナ設置)	難視聴対策
外壁	断熱仕様	寒冷地対策
内壁	隙間風を抑えるため内壁ふかし	寒冷地対策
その他	1棟の戸数を減(2戸1棟、3戸1棟)	防音対策
	ぬれ縁設置	利便性向上
	カーテンレール及びカーテンの設置	プライバシー対策
	スロープ設置	バリアフリー対策
	集会所の設置(旧五條高校跡地・野迫川村)	コミュニティ確保対策
	デッキ(廊下)の設置	コミュニティ確保対策



**台風12号の被害にかかる
 応急仮設住宅の建設
 (五條市・野迫川村)**

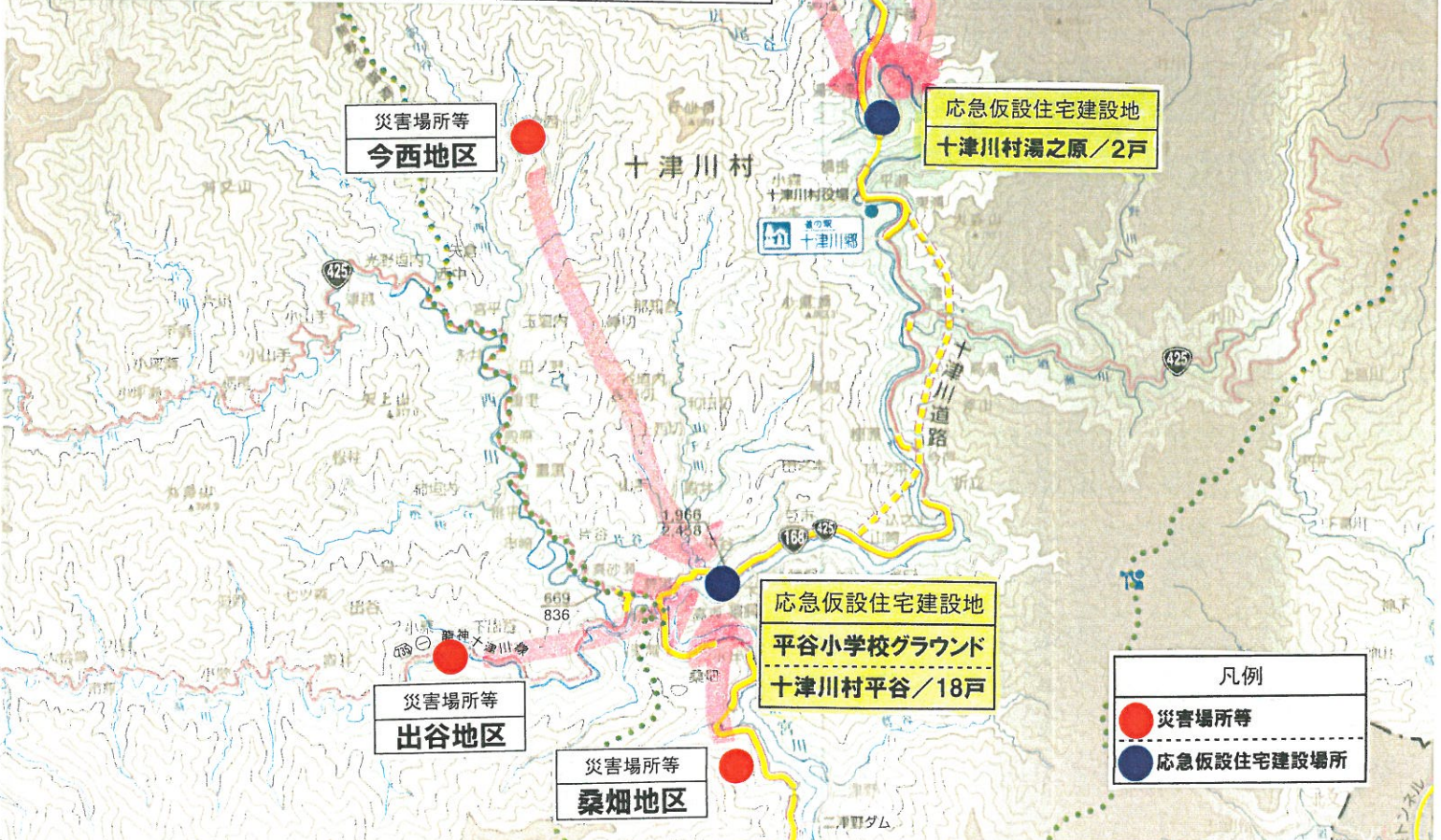
歌山県





合計 114戸
五條市 / 57戸
野迫川村 / 27戸
十津川村 / 30戸

台風12号の被害にかかる 応急仮設住宅の建設 (十津川村)



凡例

- 災害場所等
- 応急仮設住宅建設場所

○各都道府県からの課題に対する意見及び対応方針(近畿地方整備局管内)

	1) 初動対応(国土交通省)について		2) 建設用地の確保等について		3) 資材の確保等について		4) 建設事業者について		5) 建設戸数について		6) 建設速度と避難者への情報提供について	
	意見	対応方針	意見	対応方針	意見	対応方針	意見	対応方針	意見	対応方針	意見	対応方針
	初動体制整備のマニュアル化、効率的な情報収集・共有体制整備		・地域ごとの特性(地形、想定被害、民間賃貸住宅の量、就業環境等)を踏まえた仮設住宅立地の考え方の整理と、用地に係る事前情報の収集、整理(定期的なリスト化等) ・支援体制の事前の申し合わせ、用地の技術的要件の再整理		仮設用資材の見直し(汎用品、地元材の活用等)、資材に係る迅速な情報収集・整理・調整体制の事前整理、仮設発注・資材調達方法の再整理(WTO、公正取引上の取り扱い含む。)		契約方法・業務内容の再整理、発注・建設管理体制の強化、仕様標準化の見直し、海外対応		必要戸数の把握方法の確立と事業者の資材確保の在り方の検討		仮設住宅の建設と避難所の環境改善、2次避難(避難者への情報提供含む)等との総合的な対応とその周知、住宅の仕様と工期の再検討	
福井県			すでに自治体で仮設住宅の用地の候補が確保されている場合であっても、地元住民の要望等により、地元周辺で仮設住宅を希望される場合があり柔軟な対応が必要と考える。(福井豪雨時)									
滋賀県	被災県が十分な機能を果たすことができない被災直後の段階において、国土交通省が主体となって、関係先への要請や情報収集、被災県へのサポート等を実施していただけるような体制を構築したい。	現在、応急仮設住宅の設置等に係るマニュアルの策定に向けて検討を進めているところであり、その中で初動時の対応についても記載する予定。	建設用地の選定要件やその具体的チェック方法等について、マニュアルとして示していただきたい。	建設用地については、平成21年度において、県内各市町から提示された候補地を基に、市町とともに現地状況およびインフラの整備状況等を調査して、建設用地リスト(案)として取りまとめたところであるが、今回の震災を踏まえて、被災後の状況を想定した建設用地のあり方を再検討する必要があると考える。	都道府県では対応が困難な部分での対策をお願いしたい。	地域材、地元業者の活用による応急仮設住宅の建設について検討が必要と考える。	木造の応急仮設住宅に係るコスト削減策や国費の支弁に係る厚労省基準の取扱いについて検討願いたい。	地域材、地元業者の活用による応急仮設住宅の建設について検討が必要と考える。	必要戸数や建設と借り上げの割り振り、住戸タイプ別の内訳等の把握方法について、標準的な考え方、算定方法等を示していただきたい。	必要戸数については、被災市町からの要望戸数を基本とするようになるが、設置主体である県としての根拠の算定方法や民間賃貸住宅借り上げと建設との割り振り方法などについて検討が必要と考える。	被災者の状況変化、用地確保の進捗などの段階に応じた対応や被災者への情報提供について、現在策定作業中のマニュアルの中でどう取り扱うか検討が必要と考える。	
京都府	特になし	特になし	提示の課題について同様の課題認識	国が行う検証結果や方針見直しを踏まえ、市町村の意見も伺いながら、地域防災計画の見直しの中で検討	特になし	特になし	特になし	特になし	前提として、今回の大震災の対応状況を踏まえ、仮設住宅の考え方の整理等が必要	国が行う検証結果や方針見直しを踏まえ、市町村の意見も伺いながら、地域防災計画の見直しの中で検討	今回の大震災の対応状況を踏まえ、市町村の意見をよく聞きながら、地域防災計画の見直しの中で検討	国が行う検証結果や方針見直しを踏まえ、市町村の意見も伺いながら、地域防災計画の見直しの中で検討
大阪府	初動体制整備及びその後の体制整備が必要。	初動体制整備を含めた「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」を整理中。府内部の役割を実態に合わせ整備中。	地域防災計画において想定している被害状況を踏まえ、用地の設定が必要。仮設住宅用地選定のためのチェックリスト化が必要。また、仮設住宅用地の事前情報収集や市町村との連絡体制整備が必要。	府危機管理室主催で、市町村における仮設住宅用地確保や体制整備等のための意見交換会を年度内に開催予定。仮設住宅用地選定のためのチェックリストは作成済み。仮設住宅用地データ及び建設監理用DBを構築済み。	木材等を使用した仮設住宅の検討が必要。	木造の仮設住宅について、意見交換を予定。	プレハブ住宅の仕様の見直し等は必要。	プレハブ協会に対して仕様や調達規模等について、協議を申し入れ済み。	大阪府地域防災計画に基づき設定が必要と認識。	プレハブ協会に対して仕様や調達規模等について、協議を申し入れ済み。	仮設住宅の建設と避難所の環境改善、2次避難(避難者への情報提供含む)等との総合的な対応とその周知に関しては、市町村の考え方を尊重。住宅の仕様と工期の再検討は必要	プレハブ協会に対して仕様等について、協議を申し入れ済み。
兵庫県	・プレハブ建築協会等と国土交通省職員による、現地での協議が必要である。 ・広域災害時の交通規制に対して仮設住宅建設用車両の通行に配慮する必要がある。	・広域災害時には、国土交通省がプレハブ建築協会等現地で供給可能戸数や交通状況を踏まえて対応する。 ・広域災害時には、警察庁との協議の上、仮設住宅建設用の通行許可証の一括確保する。	・民間賃貸住宅の活用条件の整理に時間を要したのではないかと、民間賃貸住宅を活用した場合のメリット、デメリットを整理し事前に示す必要がある。 ・設備業者等との協定を結ぶ必要がある。 ・学校用地は、小中学校より高校、大学を優先的に活用する必要がある。	・補助対象等条件(家賃補助等)を再整理の上、地方公共団体に示す。 ・事前に関係機関、UR、宅建協会等との協定を結んでおく。 ・災害規模・地域性等考慮し建設用地確保を検討する。	・有事(緊急時)にWTO、公正取引等通常時の対応を考慮する必要はないのか？ ・輸入住宅等公募されたが、実績が少ないのでは？ ・設備業者等地元業者が多く入っていたのでは？ ・設備業者においては、各市町の指定業者で対応できたかどうか。	・輸入住宅等公募する場合団地を指定して公募することにより、早期建設が可能となる(公募案件については事前に整備しておく)。 ・設備業者等地元業者と協定を結ぶことができないか検討。 ・各市町の指定業者制については制度の見直しが必要。	・団地指定による公募を原則とする。(初期段階は、プレ協等協定に基づき随意契約) ・標準仕様に基づき予定価格の設定(毎年次更新) ・プレ協以外の業界団体との協定 ・他府県等応援派遣についての協定を検討 ・屋外付帯工事の標準化の検討(標準単価の作成等)	・公営住宅、民間賃貸住宅等建設以外の供給可能戸数の把握をした上で仮設住宅の必要戸数を算出してはどうか。 ・初期段階は、被災状況、避難者数により推計(少なめでよい)、避難所での聞き取り(アンケート等)により随時増加させる。 ・建設資材の備蓄を国単位で検討(プレ協等への委託)	・建設予定日・早期事業着手・完成予定を公表(記者発表、ホームページ、避難所掲示等) ・完成時期に合わせて入居可能となるよう募集時期を検討する。			
奈良県	①災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与における各省庁の役割が不明瞭。各々の役割分担を明確にし、その上に連携協働体制を構築していくべきと考える。 ②併せて、応急仮設住宅設置の目的や意義の上に成立する、仮設住宅のあり方を明確にするべき。(例、仮設住宅の寒冷地対策は重要な事と認識しているが、過度な仕様アップは如何かと思えます。)		①従前から選定していた仮設住宅候補地が被害にあった場合、新たな候補地を選定する必要がある。敷地選定に不測の日数を要する。(原則2週間以内に着手することが厳しい)。 ②山間部に仮設住宅を建設する場合、建設可能な平地が非常に少ない。また、住宅に必要なライフラインや通信設備が完備されていない地域が多い。 ③事前の仮設住宅用地選定を計画の段階から継続的に進める必要がある。 ④民有地活用の場合、事前に県と所有者で同意しておく必要がある(例えば覚書締結など)。また、その際の補助金なども検討するべきである。 ⑤工事中様々な工種及び職種の業者が現場に殺到するため、工事車両、資材置き場及び作業スペース等の確保も重要。	⑤建設用地の確保等に関しては、工事用車両の駐車場、資材置き場、作業スペースを加味して検討すべきである。	①プレハブ建築協会との「建設に関する協定書」により建設を依頼した場合、迅速な対応により、資材調達や明確な工期設定により、建設の状況が把握できた。 ②県独自で仮設住宅の設置を行った場合(木造仮設住宅の建設)資材(特に木材)、が建設戸数分を調達が出来ないか否かの把握は困難。 ③木造住宅の建設事業者は、公募を行って予定戸数、工期、建設場所を示し、対応可能な場合において、応募できるものとし、事業者の提案内容により契約者の順位を決めた。しかし県が示す納期内に戸数を事業者が建設することが可能か否かの判断が非常に困難。	①仮設住宅の設置について「買い取り契約」と「リース契約」がある。「リース契約」と「買い取り契約」では根拠となる規則等が異なるため、場合によっては建設事業者が入札参加資格を保持していないことが出来ないことから、国の支援について一定の考慮をしていただきたい。 ②木造住宅の建設業者公募については、県内産材の活用や地元事業者の採用への配慮などの提案申請の上、上位事業者を採択した。	①建設業者は、被災地の被災状況の変化とともに、増減をくり返した。被災地の被災状況の把握は非常に困難な状況であった。 ②建設開始後の戸数の減については、途中で取りやめは出来ないことから、国の支援について一定の考慮をしていただきたい。 ③応急仮設住宅の建設は原則として災害発生より20日以内の着工しなければならないとあるが、建設戸数の確定が非常に困難な場合、20日以内に着工することは厳しい。	①建設工期は、敷地の条件や道路被害の状況により搬入する工事車両の制限があり厳しい状況。また、突貫工事になるため、建設作業員の過労への配慮が必要であり、概ね35日～40日は必要と考える。 ②避難者への情報提供は、地元自治体から直接避難所に伝えるとともに、マスコミにも提供を行った。				
和歌山県	県と市町村の役割分担を事前に再確認しておく必要があると考えています。	県で作成した応急仮設住宅建設・管理マニュアル(平成22年3月)の再検討(役割分担)	現在リストアップできている用地は市町村の所有地であるため、国有地、県有地等を追加していく必要があると考えています。	建設候補地(年一度更新)の再検討 ・被害想定に対して候補地が少ないため、さらなる候補地確保を進める。	-	-	大規模災害時にはプレハブ建築協会だけの供給では追いつかないことが想定されるため、他の供給方法の検討(例 紀州材を活用した木造仮設住宅)	大規模災害時にはプレハブ建築協会だけの供給では追いつかないことが想定されるため、他の供給方法の検討(例 紀州材を活用した木造仮設住宅)	必要戸数の把握は被災者の意向が固まっていない初期段階では非常に困難であり、建設が遅れる原因の一つと考えます。全壊世帯の入居後、戸数に空きが生じた場合には、半壊世帯にも入居を認める取扱いができれば建設を進めやすくと考えます。	住宅の仕様を再検討する場合においては、災害救助法の費用の限度額もあわせて見直す必要があると考えます。現在の限度額では建設することは非常に困難です。	-	

○各都道府県からの課題に対する意見及び対応方針(近畿地方整備局管内)

	7) 応急仮設住宅の仕様について		8) コミュニティ・生活環境等への配慮について		9) 関係者の役割分担について		10) 復旧・復興プロセスにおける仮設住宅について		11) 各都道府県における特有の課題	
	○今回の教訓を踏まえた仕様の再検討(仕様水準、コスト、工期、汎用品の利用、再利用性、仕様の差についての考え方の整理等)		仮設住宅団地のコミュニティ施設、生活利便施設の配置計画の再検討、住民支援体制の整備等を踏まえた住宅仕様の検討、入居者選定方法の確立							
	意見	対応方針	意見	対応方針	意見	対応方針	意見	対応方針	意見	対応方針
福井県			災害発生以前と同様のコミュニティの維持を図るために、同地域の居住者をなるべくまとめたり、世帯間のコミュニティ(高齢者世帯、子育て世帯等の交流を重視)に配慮した団地を計画する必要があると考える。						原子力災害における応急仮設住宅の建設場所に関しては、原子力安全委員会が11月1日に防災指針(案)において緊急時計画区域を10kmから30kmに修正しており、これを参考に建設場所を検討する必要があるが地形や気候などの環境等も勘案することも必要と考える。	
滋賀県	各供給主体や構造形式等に応じた標準仕様およびオプションとしての個別対応の事例等を国主導で取りまとめていただきたい。	地域特性や入居者の属性に応じて、個別に必要な対応やその実施方法等について検討が必要と考える。	過去の震災において問題となった点や具体的な対応事例等について、国で取りまとめて情報提供していただきたい。	コミュニティの確保のための施設や入居管理のあり方について検討が必要と考える。	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	本県における地震の被害想定では内陸直下型地震によるものが最大であるが、地域によって被害の程度が異なり、市町の対応にも差が生じる可能性があるため、県としての対策を市町ごとに調整していく必要があると考えられる。
京都府	特になし	特になし	今回の大震災の対応状況を踏まえ、地域の状況に応じ、十分な配慮が必要である	国が行う検証結果や方針見直しを踏まえ、市町村の意見も伺いながら、地域防災計画の見直しの中で検討	国と都道府県、市町村の役割分担について、今回の大震災の対応状況を踏まえ検証が必要	国が行う検証結果や方針見直しを踏まえ、市町村の意見も伺いながら、地域防災計画の見直しの中で検討	京都府では、経験やノウハウがないことから、兵庫県などの経験を関西広域連合の中で情報共有を進めていきたい	国が行う検証結果や方針見直しを踏まえ、市町村の意見も伺いながら、地域防災計画の見直しの中で検討	府内に都市地域と中山間地域の見直しの中で検討	国が行う検証結果や方針見直しを踏まえ、市町村の意見も伺いながら、地域防災計画の見直しの中で検討
大阪府	そのとおり。	プレハブ協会に対して仕様や調達規模等について、協議を申し入れ済み。	入居者選定方法は、市町村の考え方を尊重。これ以外は、検討課題。	今後検討。			今回の地震でも問題になったのが、復興住宅を建設する用地が無いこと。仮設住宅も必要だが、民間賃貸住宅の活用を考えるべき。	被害想定の中で、民間賃貸住宅はどの程度残るのか、検討後に判断。	津波被害を想定した場合の仮設住宅用地の確保。また、特等とは言わないが、仮設住宅の居住が長期化した場合の対応。	
兵庫県	・特例基準でどこまで補助対象となったか ・追加工事がおおく実施されている。 ・地域性を踏まえた仕様の検討が必要 ・買い取り仮設住宅の縮小	・補助対象項目の整理、限度額の見直しにより、追加工事を最小限とする。 ・入居者退去後の再利用について検討(補助との関係も含めて) ・リース契約を主体に除却後の協会等での備蓄支援策の検討。	・既存利便施設の活用を主体として、最低限の整備が必要と思われる。 ・災害の程度により、中、長期化する事を踏まえて利便施設を整備する。 ・災害の規模にもよるが、生活環境が充実しすぎると仮設住宅解消に時間がかかるため、必要最小限とする事も必要では。		・国土交通省と厚生労働省の役割分担 ・厚生労働省から国土交通省への事務委任等予算、権限の一元化する必要がある。	・県内部、市町村の役割分担については、今後市町と協議検討する。	・高齢者世帯の被災外施設等への早期入居 ・遠隔地公営住宅等入居者の地元仮設住宅空き家への住み替え	・若年世帯(復興従事者)を、できるだけ被災地周辺仮設住宅等へ優先入居することにより、復旧・復興の人材を確保する。 ・地元への居住により早期復興を支援する事を検討。	・都市部、海岸部、山間部、寒冷地等地域特性が多く多様な検討が必要となる。 ・被災者の感情が、各地域により異なる。	・仮設住宅の早期着工・完成
奈良県	①2年間の供与という期間を考えても、夏、冬の対応は必要であり、寒冷地対策など地域の特性を加味すること。 ②プレハブ建築協会の標準仕様では、洗濯の物干しは腰窓設置している部屋内から行う仕様(高齢者にとっては危険を思われる。)になっているが、その腰窓を掃き出し窓に変更及び外部に濡れ縁を設置した。高齢者が入居することを前提にした標準仕様にするべきである。 ③居室のエアコンカーテンが不評(下端の隙間から冷気が侵入)であり、片引き戸の検討が必要。 ④被災者が少しでも快適な生活ができるよう住宅の仕様について配慮することは重要であるが、そのことにより入居者の金銭的負担が増加する場合もあるため、一概に歓迎されない場合もある。 ⑤仮設の共通仕様書を全国で統一(各都道府県における諸事情は特記で追加) ⑥検査項目を全国で統一(〃) ⑦豪雪、豪雨地域では、それらに対処した特別仕様を事前に整理しておく必要がある。	④特に設備機器で、冷暖房設備、給湯設備及び寒冷地対策などで電気エネルギー及びガスエネルギーを多く消費する場合には、電気代及びガス代のエネルギー代が相当な負担となる。入居者の生活水準を考慮して、過大な設備とならないよう計画することが重要となる。	①被災地域(集落単位)毎に、入居できるように住戸の配置計画の配慮が必要。 ②高齢者の増加に伴い、移動が容易に出来るようにするため、デッキなどにより隣接住戸や棟をつなぐ対応が必要。 ③騒音防止、プライバシー確保も必要。(今回はプレハブ住宅では、隣接住戸との防音対策をとりつつ、かつ2戸1棟の配置、また、木造住宅については、3戸1棟で設置した。)		①今回は下記のように対応したが地元自治体、都道府県も被災する場合があるため、その際の対応を考えるべき ・地元自治体 ・避難者の把握、ヒアリング、用地確保、必要戸数の把握、入居者の決定、入居手続き、入居後の施設管理、共用施設管理、個人負担以外の負担費用確保 ・都道府県 建設用地の決定、戸数の決定、仮設住宅の発注業務と仮設住宅の契約方式の決定、避難者へ仮設住宅の説明と要望確認、仮設住宅の建設(設計、工事監理、検査)、仮設住宅の維持管理委託等 ・プレハブ協会 統一した、特別仕様と標準仕様の決定、受注に関する様式及び完了に関する様式とフローの決定				①南部は山間部であるためインフラが様々で、各々に対応しなければならない。(例:地デジの受信はケーブルテレビとなっており、市街地の場合はコストも含め対応に違いがあった。)	
和歌山県	住宅の仕様を再検討する場合には、災害救助法の費用の限度額もあわせて見直す必要があると考えます。現在の限度額では建設することは非常に困難です。	-	-	市町村単位での必要戸数確保を目指した上で、地区毎の必要戸数確保に向けて建設候補地を再検討する。店舗等の被災が想定される場合には、生活利便施設の配置も考慮した応急仮設住宅の配置計画を検討する。		県で作成した応急仮設住宅建設・管理マニュアル(平成22年3月)の再検討(役割分担)				